

第 4 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

令和6年12月12日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和6年12月12日（木曜日）

午前9時58分開議

午前11時11分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

議案第2号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

議案第3号 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)

議案第15号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 工事請負契約の締結について

議案第19号 工事請負契約の変更について

議案第23号 指定管理者の指定について

議案第24号 指定管理者の指定について

議案第27号 専決処分の報告及び承認について

議案第28号 専決処分の報告及び承認について

議案第29号 専決処分の報告及び承認について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

議案第31号 専決処分の報告及び承認について

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

議案第34号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

議案第35号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)

議案第38号 令和6年度下水道事業会計補正予算(第2号)

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ

いて

報告事項

①くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の策定について

②熊本県道路啓開計画の策定について

③緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

④緑川水系整備計画(変更)の策定及び緑川水系竜野川の特定都市河川指定について

⑤津波到達時間の調査結果について

出席委員(8人)

委員長 竹崎和虎

副委員長 池永幸生

委員 坂田孝志

委員 湊上陽一

委員 前田憲秀

委員 楠本千秋

委員 坂梨剛昭

委員 星野愛斗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 宮島哲哉

総括審議員

兼河川港湾局長 村山英俊

政策審議監 久原美樹子

道路都市局長 菰田武志

建築住宅局長 小路永守

監理課長 安田昌史

用地対策課長 下崎浩一

首席審議員

兼土木技術管理課長 倉光宏一

道路整備課長 奥山和弘

道路保全課長 高橋慶彦

都市計画課長 松 田 龍 朋  
下水環境課長 弓 削 真 也  
河川課長 有 働 人 志  
港湾課長 田 村 伸 司  
砂防課長 堤 哲 也  
建築課長 折 田 義 浩  
営繕課長 今 福 裕 一  
住宅課長 上 野 美 恵 子

事務局職員出席者

議事課主幹 平 江 正 博  
政務調査課主幹 坂 口 秀 樹

午前9時58分開議

○竹崎和虎委員長 ただいまから第4回建設常任委員会を開会いたします。

それでは、付託議案等の審査に入りますが、質疑については、執行部の説明を求めた後に一括して受けたいと思います。

なお、本日の委員会はインターネットで中継しておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞きやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

また、執行部の説明は、着座のままで簡潔にお願いします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

宮島土木部長。

○宮島土木部長 まず、委員の皆様には、11月15日に実施された管内視察に執行部も同行させていただきました。この場をお借りして御礼申し上げます。

それでは、今定例会に提出しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向について御報告します。

まず、令和2年7月豪雨からの創造的復興についてです。

人吉市青井地区の土地区画整理事業については、11月までに全ての宅地の仮換地指定を完了しました。引き続き、移転補償や造成工事を進め、一日でも早く被災された方々の生活再建が可能となるよう、事業を推進してまいります。

次に、緑の流域治水の推進についてです。

川辺川の新たな流水型ダムについては、国により令和3年度から進められてきた環境影響評価手続が11月に完了しました。また、12月8日には、国による川辺川上流域の樅木川第3砂防堰堤の着工式が開催されました。

県においても、11月に球磨村中園川の宅地かさ上げ工事に着手するなど、具体的な取組を進めています。

今後も、五木村、相良村の振興とともに、緑の流域治水を着実に推進してまいります。

次に、幹線道路ネットワークについてです。

熊本天草幹線道路の本渡道路Ⅱ期において、12月1日に中心杭打ち式を開催しました。

さらに、中九州横断道路の大津道路においても、来年の1月19日に中心杭打ち式の開催が予定されているなど、本県の幹線道路整備は着実に進展しております。引き続き、幹線道路ネットワークの早期整備に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

次に、熊本港についてです。

先日の管内視察で見学いただきました新たなガントリークレーンについては、年内に竣工し、年明けに完成式典を予定しております。引き続き、物流拠点の向上など、県内各港の港湾機能の強化を着実に進めてまいります。

それでは、今定例会に提出しております土木部関係の議案等について御説明いたします。

今回提出しております議案は、補正予算関係議案6件、条例等関係議案11件、報告関係

2件でございます。

今回の補正予算につきましては、災害復旧関連事業25億7,700万円余の増額補正をお願いしております。

追加提案では、熊本県人事委員会勧告を踏まえた給与改定分2億500万円余の増額補正をお願いしております。

また、ゼロ県債や指定管理業務委託など66億5,000万円余の債務負担行為の設定、567億7,000万円余の繰越明許費の追加設定をお願いしております。

条例等議案につきましては、熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定についての条例改正1件、工事請負契約の締結について1件、工事請負契約の変更について1件、指定管理者の指定について2件、専決処分の報告・承認案件6件の計11件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、専決処分の報告について2件を御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の策定についてなど5件を御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

今後とも、災害からの復旧・復興、国土強靱化をはじめとした各事業の推進に着実に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしく願いいたします。

○竹崎和虎委員長 引き続き、関係課長から説明をお願いします。

○安田監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料といたしまして、建設常任委員会説明資料、それから参考資料としまして条例改正関係新旧対照表、その他報告事

項5件を準備しております。

それでは、建設常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

令和6年度11月補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、災害復旧関連予算の冒頭提案に加えまして、給与改定に係る予算を追加提案しております。

1ページ及び2ページに記載の数字については、追加提案分を合算して整理しています。

1ページ、上の表2段目の今回補正額は表真ん中あたりになりますが、一般会計のうち、投資的経費が25億7,700万円余、消費的経費1億9,700万円余、右から2つ目、特別会計等計800万円余と、今回補正額の合計が27億8,300万円余となります。

各課別の内訳につきましては、下の表のとおりです。

2ページは、11月補正予算総括表になります。

一般会計及び特別会計等ごとに各課の補正額とその財源内訳を記載しております。

表左から3列目の補正額欄は、台風10号等に伴います災害復旧関連事業に係る予算といたしまして、25億7,700万円余を計上しております。

その隣、4列目、追加提案分としまして、給与改定に係る予算2億500万円余を計上しております。

この給与改定分は、民間給与と職員給与の格差2.66%ございますが、こちらを解消するため、初任給をはじめ若年層に重点を置いて給料表の水準を引き上げるとともに、期末・勤勉手当、いわゆるボーナスでございますが、支給月数を民間に見合うよう0.1月分引き上げるものでございます。また、職員の給与改定に準じて会計年度任用職員の報酬額も改定しておるところでございます。

この給与改定分につきましては、資料の13

ページから28ページに記載しておるところでございますが、改定内容が同じでございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

それから、表右側、今回補正額の財源内訳の最下段をお願いいたします。

国支出金9億7,900万円余、地方債15億2,500万円、その他800万円余、一般財源2億7,000万円余となっております。

以上が土木部の11月補正予算の状況でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

監理課分になります。

2段目、建設産業支援事業費で、表右側説明欄のとおり、建設産業若手人材確保対策事業として、2,400万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

この事業は、高校生を対象とした県内建設企業による説明会など、年度当初から取り組む必要があるため、今年度内の契約を進めるべく設定をお願いするものでございます。

監理課は以上です。

○倉光土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

4ページをお願いいたします。

2段目の建設単価調査費でございますが、説明欄に記載のとおり、建設単価調査業務に3,200万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

この業務は、熊本県が発注する工事の積算に用いる建設資材などの単価を決定するため、令和7年4月1日から1年を通じて市場の実勢単価を調査するものでございまして、毎年行っているものでございます。

土木技術管理課は以上でございます。

○高橋道路保全課長 道路保全課でございます。

5ページをお願いします。

ゼロ県債の債務負担行為の設定を2件お願いしております。

2段目の単県道路修繕費でございますが、小規模の舗装の老朽損傷箇所を舗装、修繕するもので、表右側説明欄のとおり、大津植木線ほか10か所で2億7,600万円を設定しております。

次に、4段目の道路舗装費でございますが、計画的に舗装、補修を実施するもので、表右側説明欄のとおり、国道443号ほか18か所で4億7,500万円を設定しております。

これら2件については、劣化した舗装の損傷が梅雨時期に進行することを未然に防ぎ、道路交通の安全を確保することを目的に、早期発注するものでございます。

道路保全課は以上です。

○松田都市計画課長 都市計画課でございます。

6ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定についてでございます。

2段目の都市公園整備事業費でございますが、表右側の説明欄のとおり、鞠智城PR事業として、1,800万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、来年度、4月当初から、教育庁と連携し、国指定特別史跡に向けた県民の機運醸成を図る事業を実施するものでございます。

都市計画課は以上です。

○有働河川課長 河川課でございます。

7ページをお願いします。

2段目の河川掘削事業費でございますが、3億9,500万円余の増額補正を計上しております。

これは、台風第10号により河川に堆積した土砂の除去に係る費用で、八代市の氷川ほか22か所の経費を計上するものです。

4段目の単県河川等災害関連事業費でございますが、10億8,000万円の増額補正を計上しております。

これは、国庫補助災害復旧事業の対象とならない箇所への復旧等に要する費用で、令和2年7月豪雨等で被災した箇所に対する経費を計上するものです。

最下段の過年発生国庫補助災害復旧費でございますが、10億5,900万円余の増額補正を計上しております。

これは、過年の被災箇所における公共土木施設の復旧に要する費用で、令和4年災害に係る事業費増額分を計上するものです。

また、今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

2段目の河川掘削事業費でございますが、表右側説明欄のとおり、9,000万円の債務を設定しております。

これは、熊本市の井芹川ほか1か所において河川に堆積した土砂の除去を行うもので、ノリ養殖に支障のない時期までに工事を完了させるためのものです。

最下段の過年発生国庫補助災害復旧費でございますが、表右側説明欄のとおり、1,100万円余の債務を設定しております。

これは、令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業などの施行に伴い必要となる庁用自動車18台分のリース契約を年度当初から行うためのものです。

河川課は以上です。

○田村港湾課長 港湾課でございます。

9ページをお願いします。

今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

一般会計2段目の単県港湾整備事業費の表右側説明欄をお願いします。

令和7年度に12億2,000万円を設定しております。

これは、熊本港ほか3港における泊地、航

路のしゅんせつを行うもので、ノリ養殖に支障のない時期までに工事を完了させるためです。

10ページ、港湾整備事業特別会計、2段目の施設管理費の表右側説明欄をお願いします。

まず、令和7年度から令和9年度まで、各年度6,000万円余を設定しております。

これは、八代港国際旅客船拠点、いわゆるくまモンポート八代の管理運営業務を年度当初から切れ目なく円滑に行うためです。

なお、この債務負担行為の設定と関連します条例の一部改正と指定管理者の指定につきましては、後ほど議案第15号と23号で御説明します。

次に、令和7年度に1,300万円余を設定しております。

こちら、熊本港管理事務所等の庁舎等管理業務を年度当初から切れ目なく円滑に行うためです。

港湾課は以上です。

○上野住宅課長 住宅課でございます。

資料11ページをお願いいたします。

今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

2段目の公営住宅維持管理費の表右側の説明欄を御覧ください。

県営住宅等の指定管理につきましては、第6期に当たります令和7年度から令和11年度までの5年間につきまして、各年度8億6,200万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

指定管理者の指定につきましては、後ほど御説明させていただきます。

住宅課は以上です。

○安田監理課長 監理課でございます。

29ページをお願いします。

令和6年度繰越明許費についてです。

繰越明許費につきましては、表左から3列目、既設定金額は、最下段のとおり、さきの9月定例会において168億5,700万円余の承認をいただいております。

今回、表左から4列目の追加設定金額として、1、一般会計合計565億6,200万円余、2、港湾整備事業特別会計1億4,800万円、3、臨海工業用地造成事業特別会計6,000万円、合計567億7,000万円余の追加設定をお願いしており、追加後の設定金額は736億2,800万円余となっております。

繰越しにつきましては、事業の進捗管理や効率的な執行など、繰越額が少しでも減少するように引き続き取り組んでまいります。

監理課は以上です。

○田村港湾課長 港湾課でございます。

31ページから34ページまでが、議案第15号の熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、34ページの概要にて御説明します。

まず、2の制定改廃の必要性ですが、八代港国際旅客船拠点の指定管理者に施設の利用に係る料金を収受させる利用料金制の導入に当たり、関係規定を整備するものです。

次に、3の内容ですが、(1)は、利用料金制を導入する港湾施設に八代港国際旅客船拠点を加えるものです。

(2)は、その他の規定の整理を行うものです。

内容は、八代港国際旅客船拠点の駐車場の使用料算定の際、1平方メートル未満は切り上げる旨の規定を他の港湾施設同様適用するものです。

(3)は、条例の施行日を公布日とするものです。ただし、(2)の改正は、港湾法に定める周知期間を確保する必要があるため、令和7年2月1日とします。

(4)は、所要の経過措置を定めるもので

す。

内容は、施行日前の許可に係る使用料については、従来の方法によると定めるものです。

港湾課は以上です。

○安田監理課長 監理課でございます。

35ページをお願いします。

35ページから40ページにかけまして、工事請負契約の締結及び変更につきまして、第18号と第19号の2件の議案を提案しております。

提案理由は、いずれも予定価格5億円以上の工事で、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により提案しているものです。

まず、35ページ、議案第18号についてです。

工事名、南部幹線防災・安全交付金(街路)P1橋脚工事。工事内容、橋梁下部工。工事場所、八代市建馬町。工期、令和9年3月19日まで。契約金額、14億9,050万円。契約の相手方、オリエンタル白石・藤永組・中山建設特定建設工事共同企業体。契約の方法、一般競争入札でございます。

36ページをお願いします。

入札経緯及び結果になります。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び2の評価に関する基準について、本書記載のとおり設定し、施工体制確認型総合評価落札方式により入札を行いました。

37ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果です。

入札には2者が参加し、右下に記載のとおり、令和6年10月4日に開札を行い、オリエンタル白石・藤永組・中山建設特定建設工事共同企業体が、技術評価点119.65、入札価格13億5,500万円、評価値8.8303で落札となっております。

次に、39ページをお願いします。

議案第19号でございます。

この契約案件は、令和5年9月定例会において議決いただいたものです。

内容につきましては、40ページ概要により御説明いたします。

工事名、第一高校長寿命化改修(第一期)工事。工事内容、(1)普通教室棟の改修、鉄筋コンクリート造、地上4階建て、延べ面積3,541平方メートル、(2)クラブハウス棟の改修、鉄骨造、地上2階建て、延べ面積720平方メートル、(3)上記(1)及び(2)に伴う薬品庫の解体、鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ面積9平方メートル。工事場所、熊本市中央区古城町。請負契約締結日、令和5年10月6日。請負業者、竹内・坂口建設工事共同企業体。契約工期、令和7年2月14日まで。変更契約の金額、9億5,700万円を10億3,086万8,045円に変更するもので、7,386万8,045円の増額となります。

金額の変更理由は、最新資材単価への変更に伴う増額、また、想定より躯体劣化が進んでいたことによる劣化補修範囲や工法等の変更に伴う増額でございます。

監理課は以上です。

○田村港湾課長 港湾課でございます。

41ページをお願いします。

議案第23号の指定管理者の指定についてでございます。

施設名称は八代港国際旅客船拠点、指定管理者の名称は株式会社緑研です。指定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間です。

42ページ、選定に係る概要でございます。

2の選定理由ですが、八代港国際旅客船拠点に求められる施設の管理運営業務の内容を満たしており、安定的な運営が可能な財政的基礎を有し、施設の維持管理の取組内容も充実していることが選考委員会で評価を得たことを踏まえ、株式会社緑研を選定することとしました。

提案価格は、令和7年度から令和9年度まで、各年度6,000万円です。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等につきましては、記載のとおりです。

港湾課は以上です。

○上野住宅課長 住宅課でございます。

43ページをお願いいたします。

議案第24号、指定管理者の指定についてでございます。

熊本県営住宅等の管理につきましては、今年度末の令和7年3月31日に第5期指定管理期間が満了することとなるため、新たな指定管理者の選定手続を行うものでございます。

施設の名称は、熊本県営住宅及び共同施設並びに熊本県営改良住宅及び地区施設、指定管理者の名称は、熊本県営住宅管理センター共同企業体で、一般社団法人熊本県賃貸住宅経営者協会を代表者といたしまして、日本管財株式会社及び株式会社明和不動産管理の合わせて3者で構成される企業体でございます。指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

44ページ、指定管理候補者の選定に係る概要でございます。

2の選定理由でございますが、県営住宅運営に関する専門的能力を有し、主に、安定的な管理運営が可能となる人的な体制が整っていると選考委員会で評価を得たことを踏まえ、指定管理候補者として選定することといたしました。

提案価格は、令和7年度から令和11年度までの5年間につきまして、各年度、8億6,200万円余でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

住宅課は以上です。

○安田監理課長 監理課でございます。



45ページをお願いします。

議案第27号、専決処分の報告及び承認についてです。

内容につきましては、46ページの概要により御説明いたします。

当該事案は、本年9月、県北広域本部に配備いたしましたレンタカーで里道を走行中に、方向転換のため里道内で切り返しを行った際に、車両後部が畑ののり面に接触いたしまして、リアバンパーの一部を破損したことから、レンタカー会社である株式会社カセルから損害賠償金の支払いを求められたものでございます。

過失割合は県が100%、損害賠償額4万4,220円で相手方と和解しております。

監理課は以上です。

○高橋道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵等に関する専決処分の報告及び承認については、47ページの第28号議案から51ページの第32号議案までの5件でございます。

議案の説明につきましては、52ページの概要の一覧表にて説明いたします。

まず、議案番号28号です。

本件は、令和6年4月7日午前7時頃、人吉市大畑において、被害者が一般国道221号を軽四輪乗用自動車で行進中、進路前方の橋梁部と車道との境界に生じていた段差に衝突し、右前輪を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例等を踏まえ、損害額の3割に当たる2,096円を賠償しております。

次に、議案番号29号です。

本件は、令和6年5月1日午前10時30分頃、大津町杉水において、被害者が一般国道325号を軽四輪乗用自動車で行進中、進行方向左側の歩道上に生育していた街路樹から落下した枝が車両に直撃し、ボンネットを損傷

したものです。

本件は直撃事案であり、被害者が事故を回避することは困難であることを考慮し、損害額全額に当たる38万1,271円を賠償しております。

次の議案番号30号及び31号は、同一日、同じ場所で発生した事案ですので、まとめて御説明いたします。

本件は、令和6年6月29日午後1時30分頃及び午後3時30分頃、菊池市泗水町において、被害者が一般県道原植木線を普通乗用自動車で行進中、進路前方に生じた穴ぼこに落輪し、左前輪及び左前後輪を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、損害額の3割に当たる6,000円及び8,052円を賠償しております。

最後に、議案番号32号について説明いたします。

本件は、令和6年7月15日午前5時30分頃、八代市坂本町において、被害者が一般県道小鶴原女木線を軽四輪乗用自動車で行進中、進路前方の道路上に落下していた石を乗り越えて通過した際、車底部が落石と衝突し、マフラーを損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例等を参考に、損害額の約3割に当たる1万1,557円を賠償しております。

同一箇所での事故の連続を防ぐため、改めて、市町村や警察等のほか、自動車ディーラーなどの関係団体に道路異常通報制度、シャープ9910の周知協力を要請し、道路管理事故の未然防止に努めてまいります。

道路保全課は以上です。

○安田監理課長 監理課でございます。

53ページをお願いします。

工事請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により行いました

専決処分の報告です。

この契約案件は、令和6年2月定例会において議決いただいたものです。

内容につきましては、54ページ、概要により御説明いたします。

工事名、熊本工業高校実習棟(第三期)改築工事。工事内容、(1)実習棟(土木科・インテリア科)木造一部鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延べ面積3,004平方メートル、(2)中央渡り廊下、木造、地上2階建て、延べ面積773平方メートル、(3)その他渡り廊下、鉄骨造、平屋建て、延べ面積100平方メートル。工事場所、熊本市中央区上京塚町。請負契約締結日、令和5年2月28日。請負業者、建吉・新規・三ツ矢建設工事共同企業体。契約工期、令和6年10月31日まで。変更契約金額、14億2,604万1,098円を14億5,321万2,879円に変更するもので、2,717万1,781円の増額となります。

金額の変更理由は、木工事における部材の追加や建物接続部分の形状等の変更に伴う増額でございます。

なお、本件は、さきの6月定例会における議員提出議案として、契約金額5,000万円以下の増減に係る知事専決事項と指定していただいた初めての事案となりますことを申し添えます。

監理課は以上でございます。

○上野住宅課長 住宅課でございます。

55ページをお願いいたします。

報告第3号、専決処分の報告についてでございます。

これは、県営住宅の家賃滞納者に対し、県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求の訴えの提起を行うものでございます。

56ページをお願いいたします。

概要を御説明いたします。

専決日は、令和6年11月12日でございます。

対象者は、滞納月数6か月以上または滞納金額が10万円以上の入居者で、自主的な滞納解消が見込めないもの7件でございます。相手方に対しましては、これまでも何回となく納入指導を行ってまいりましたが、呼出しにも応じない、または、納入の誓約をするものの、それを守らないといったものでございます。

被告の滞納家賃等の状況でございますが、総額は221万8,700円、総月数は77月となっております。

これまでの提訴の実施状況でございますが、今回で54回目でございます。提訴件数は、今回の7件を含めて1,066件となっております。

住宅課は以上です。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課、事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って着座のまま説明してください。

それでは、質疑はございませんか。

○瀧上陽一委員 土木部長の総括説明の中で、繰越予算についてのお話がありました。昨年度のこの時期と比べて、この繰越しの予算というのはどのような状況になって、例えば増えているのか減っているのか、また、今年と昨年ではまた条件も違って、昨年は、例えば、国土強靱化があったり補正が入ったりということがあって、もともとのベースが違うんだろうというふうに思いますけれども、その辺も含めたところで、ちょっと教えていただければというふうに思います。

○安田監理課長 今回736億円、合計でなっ

ておりますが、昨年度同時期はもう1,000億を超えておりました。

これは、委員今おっしゃられたとおり、昨年度は、経済対策の分も予算化されておりましたので、その分も繰越額の中に入っているというような状況でございましたので、一概に今回と昨年とちょっと比較はできないところではございますが、また経済対策につきましても、今のところ2月定例会のほうで予算化を考えているところでございます。

最終的には、2月まで見たところでの比較になろうかというふうに考えておりますが、あと200億ぐらい——昨年で言いますと、大体、国土強靱化分が215億ぐらいあったものですから、その分が乗っかりますと、今の736に足しますと1,000億弱というようなところになりますので、大体例年、昨年度ととんとんか、少し少ないかなというような感じで見込んでおるところでございます。

以上です。

○淵上陽一委員 多分、さっき言われたように、これから補正も入ってくるんだろうというふうに思っております。

直接私たちが本庁の皆さんのところを回るということはないんですけども、やっぱり地域振興局によく行って見ますと、本当に限られた方々で一生懸命やっていたいておりますして、よく市民の人たち、県民の人たちからは、ちょっと遅いんじゃないかという話をよくされることがあるわけでありましてけれども、いや、そんなことありませんて、今、県の職員さんたちは、多分、400メートルレーを走るぐらいの気持ちで、今もらっている仕事を次の人に渡すぐらい一生懸命頑張っていますからというふうにお話をさせていただいているところでありまして、私が県議になってもこれだけ災害があつて、本当に皆さん方大変だろうというふうに思いますけれども、どうか部長中心に、しっかりと事業を進

めていただければというふうに思っております。

本当に感謝しております。

○宮島土木部長 ありがとうございます。

特に、地域振興局の事務の逼迫といいますか、そういった状況というのは近年続いておりました、年度冒頭も幾つか方策を述べさせていただいたところでございますが、その中で、特に、我々の事務の見直しというのを今力を入れているところでございます。

私どもの事務の遅れというのは、最終的には工事の遅れ、ひいてはその効果を受けるその地域の振興に大きな影響を受けますので、私たちの事務の遅れイコール地域振興の遅れ、安全、安心の遅れというふうな認識の下、事務の改善をしっかりとやるということで、先般、各広域本部の土木部長を集めて、何か今気づいてない課題がないか、そういった点をいろいろ今情報収集して、さらに見直しができないか、そういった議論も行っております。

現場は一生懸命頑張っておりますので、本庁サイドでもしっかりとそういった情報を集めながら、できる限りの事務改善を図ってまいりますので、引き続き御支援よろしく申し上げます。

○淵上陽一委員 よろしくお願いしときます。

○竹崎和虎委員長 よろしいですか。

○淵上陽一委員 はい。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

ページで言うと47ページ以降、道路保全課さんの先ほどの報告ですが、金額からするとそんなに大した被害はなかったのかなと思うんですけども、穴ぼこ、段差、常にこれは付きまとうんだなと感じております。

確認ですが、この賠償額は全部保険だったのですかね。

○高橋道路保全課長 道路保全課でございます。

年間賠償額について保険会社と契約しまして、そこで保険会社のほうから賠償額を当事者の方にお支払いいただくような形になってございます。

以上です。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

5ページでも、これは債務負担行為も当然と私は思うんですけども、道路の維持費、未然に防ぐと課長も言われていたと思うんですけども、どうなのでしょう。この予算で整備は追いついている感じなのでしょう。か、たちごっこだなんて感じなのでしょう。か、そこら辺はどんなイメージですか。我々も極力情報をお届けしようとは思っているんですけども、いろんなところで、穴ぼこなりなんなりあったらと思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○高橋道路保全課長 予算につきましては、委員会等でお諮りして、予算立てしていただきますので、現場においては、それをしっかり計画的に使っていきながら、委員がおっしゃるように、事故の軽減を図っていきたいと考えているところです。

ただ、申し訳ございませんけれども、毎回委員会のたびに報告をさせていただいているというところを見ますと、もうちょっと我々も細かく頑張っていく必要があるかなと思っています。

そのために、今年の7月からA Iパトロールというのを導入しまして、できるだけそういう穴ぼことかの発見を早くし、ミスがないようにという形でそれも取り組んでいますので、できましたらそういうことも含めて、できるだけ県民、市民の方に御迷惑がかからないように補修していければいいなと考えているところでございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

我々も、しっかり現場から上がってきたのは速やかに皆さんにもお伝えしようと思えますし、どこだったかな、千葉市だったでしょうか、スマホで写真を撮って、即、そこはもう市だったと思いますけれども、ここにこういう穴ぼこがあります、瑕疵がありますというのを送られてくるような仕組みをつくったようなのも一回お聞きしたような気もします。

大変だと思いますけれども、しっかり頑張ってくださいと思います。金額から見ると、さほどひどい事故ではなかったのかなとは思いますが、もしこれが大きい事故になるとまた大変ですので、大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○高橋道路保全課長 道路保全課です。

現場と一緒にやりまして取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○坂田孝志委員 市町村行政とかも一緒になって、路線管理の業者とのあれがありますですたいね。そういう方々との連携を含めてやってください。

要望です。

○前田憲秀委員 40ページ、安田課長にちょっと改めてお尋ねなんですけれども。この第一高校の長寿命化の改修工事ですってことで、契約が昨年10月、我々は、議案説明のとき

も物価高騰云々でいろいろ御説明があつて、それはもう当然だなと思うので、私たちも可なんですけれども、例えば、この事例の場合は7,300万の増額なわけですよ。これは、客観的に第三者が、ああ、それはもうやむを得ないねという説明はもちろんきちんとつくんですよ。そこら辺を改めてお尋ねなんですけれども。

○今福営繕課長 営繕課でございます。

今御質問いただきました変更の内容については、建物自体がかなり古うございます。もともと教室棟が昭和33年に建てられて、もう築66年たつておるところなんですけれども、コンクリートの中性を防止するために、外壁のモルタルを剥がしております。その剥がした後に、実際は鉄筋の腐食ですとか、コンクリートのクラック等がございます。その分で劣化補修が増えております。これが大体2,300万円ほど。

それから、今のモルタルを剥がした後のコンクリートの部分かなり凸凹しております。それを均一にするために補修範囲を少し増やしております。その分で4,100万円ほどございまして、そういうものが重なりまして、今7,000万円ほどの変更になっております。

以上です。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

今御説明あったように、そうですかと私も理解をするしかないんですけれども、契約時に何らかの情報なり、それも全て行った上でという理解でよろしいんですよ、もちろん。

○今福営繕課長 まず、建物については、設計の段階でできる限りの調査をさせていただいておりますけれども、どうしても今回の場合、仕上げの部分剥がした状態で変更にな

るような部分が出てきております。事前にできる限りのことはやっておきたいと思っておりますが、どうしても工事中に分かる部分については後での変更になっておりますので、その分については、しっかり内容を精査した上で変更させていただいております。

以上です。

○前田憲秀委員 じゃあそのようにお願いいたします。

長寿命化のこの工事の案件でしたけれども、これから公共工事のマネジメントというのは非常に重要になってくるんじゃないかと思っております。

私も、特に県営住宅あたりは、今後物すごく持っていき方というのは大変じゃないかと。何を優先させるかというのは非常に重要になってくるかと思うので、やっぱりきちんと説明が——あ、そうだったら仕方がないねというところは、もちろんやられていらっしゃるんだと思いますけれども、今後もしっかりやっていただきたいというふうをお願いをしておきます。

以上です。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○淵上陽一委員 説明資料の3ページ。

安田監理課長から建設産業若手人材確保対策事業の債務設定についてという説明がありました。まさしく、それを受けてもらう事業者がいないと仕事は進んでいかぬわけでありまして、例えば、今高校生などが建設業に就職されている状況というのは、お分かりになれば、ちょっと教えていただければというふうに思います。

○安田監理課長 労働局のほうが出している数字が一部ございますけれども、大体、高校

卒業程度で、例年、年間200人前後で建設業界のほうに入っていると。少し前までは180人台ぐらいでちょっと推移をしていたというような状況がございまして、ここ数年、建設業界の方々も、工業高校あたりにも結構出向かかれていかれているというようなこともございまして、よその業界、産業界に比べれば、少しではあります、右肩上がり、横並びぐらいではありますけれども、維持できているというふうに認識しておるところでございませぬ。

○淵上陽一委員 僅かですけれども増えてきているということで、頑張っていたらいるんだろうなというふうに思っております。

木村知事が誕生してから、人材の育成、確保のための推進本部が設置されました。人材の育成、確保は全庁的な課題だというふうに思いますけれども、ほかの産業のいいところをしっかりと取り入れながら、これからも頑張っていたらいいというふうに思います。

それと、まさしく土木の技術員の方々もなかなか入ってこられていないということでもあります。私たちも、目配り、気配り大事だろうというふうに思っております、多分、若手の人たちが入ってきて、今日ここにおいでの方々は人柄もいいので、しっかりと部下の面倒見られているというふうに思います。

若い人たちが入ってきて、熊本県庁の土木に入ったら、本当にしっかりと指導もしていただけるし、教育もしていただけるし、いい職場だよというのがつながっていくことが、何よりもその若手の技術者がこの熊本県庁の土木の技術を選んでいただけるものになっていくというふうに思いますので、先ほど部長からもしっかり出先のほうにもお気遣いをしながらということでありましたけれども、ぜひ県の技術の職員さんが入ってこれるような雰囲気づくりも頑張っていたらいいという

ふうに思います。

以上です。

○竹崎和虎委員長 よろしいですか。

○淵上陽一委員 はい。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はございませぬか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第3号まで、第15号、第18号、第19号、第23号、第24号、第27号から第32号まで、第34号、第35号及び第38号について、一括して採決したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外16件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認めます。よって、第1号外16件は、原案のとおり可決または承認することと決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が5件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○安田監理課長 監理課でございます。

報告事項1の資料をお願いします。

こちらは、新たな県政運営の方針として、くまもと新時代共創基本方針と総合戦略について御報告いたします。

基本方針は、総務常任委員会での付託審議となっておりますが、県政全般に関係するため、委員の皆様へは担当の企画振興部より事前に御説明されていると聞いておりますので、簡潔に御説明申し上げます。

基本方針につきましては、県政における最上位計画として、令和9年度までの4年間の県政運営の基本的な考え方をお示しするものです。

右側の基本理念については、「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」としております。その上で、国際、人材、共創をキーワードに、各種施策を展開してまいります。

資料裏面に、基本方針を実現するための総合戦略について、施策の柱、4本を赤字で記載しております。

今後、この施策の取組を着実に推進してまいります。

説明は以上です。

○高橋道路保全課長 道路保全課でございます。

報告事項2、熊本県道路啓開計画の策定について御報告申し上げます。

現在、道路保全課では、熊本県道路啓開計画の策定を行っているところです。

なお、道路啓開計画とは、大規模災害時に緊急車両等の通行を確保するため、最低限の瓦礫処理や放置車両の移動を行い、救助、救援ルートを確保することを言います。

資料に沿って説明申し上げます。

初めに、計画の背景、目的についてです。

東日本大震災では、速やかな道路啓開によ

り人命救助や緊急物資の輸送などに貢献いたしました。その後、災害対策基本法の一部改正をする法律が施行され、迅速な道路啓開に向け、放置車両対策の強化を図るための措置が盛り込まれております。そして、県内で発生しました熊本地震や令和2年7月豪雨では、主な幹線道路での啓開作業を速やかに実施しております。

一方で、今年発生しました能登半島地震では、半島特有の地形のため、道路網が大規模に被災し、復旧活動の遅延など様々な課題が見られました。

このような背景を受け、今回、道路啓開の手順、体制を定めた道路啓開計画を作成し取りまとめることで、大規模災害発生時のより実行可能な計画とするものでございます。

次に、計画の概要についてです。

まず、本計画において、道路啓開の対象についてですが、熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけられた緊急輸送道路を対象といたします。

計画の主な内容につきましては、基本方針として、発災後は直ちに道路啓開調査を実施し、短時間で道路啓開を実施すること。また、あわせて、様々な災害を想定し、事前に緊急輸送道路の橋梁の耐震化や道路防災対策などを優先的に実施することを基本的な考えとしております。

また、県内で甚大な被害が想定される6つの地震に対しては、優先的に啓開すべき道路をあらかじめ設定することとしています。そして、迅速な道路啓開を実施するために、いつ、何をするかを明らかにするタイムラインや連絡、実施体制を作成いたします。

なお、能登半島地震での教訓も計画に反映することとし、国、県、市町村などの道路管理者、県警、自衛隊、建設業協会、電力会社等が協働して計画を策定することとしております。

計画のスケジュールについて説明します。

計画の策定につきましては、ワーキンググループで議論し、関係機関に御意見を聴きながら検討を行っています。

今後、12月23日に策定協議会を開催しまして、今年12月末の計画策定を目指して進めております。

なお、策定した計画につきましては、翌年2月議会において御報告をさせていただきます。

最後になりますが、12月19日に熊本県総合防災訓練、実動訓練が実施されますが、訓練の一環として、エコパーク水俣において道路啓開訓練を実施します。訓練には、建設業協会、九州レッカー事業協力会が参加します。訓練を通じて啓開作業における具体的な行動の周知に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○有働河川課長 河川課でございます。

河川課からは、3点の報告事項があります。

まず、右上に報告事項3と記載の資料をお願いいたします。

本件につきましては、昨日の総務常任委員会でも同様に御報告しております。

まず、(1)球磨川流域治水協議会についてです。

11月5日に第10回球磨川流域治水協議会を開催いたしました。本協議会は、5月28日以来、今年度2回目の開催です。当日は、国、県から球磨川水系流域治水プロジェクトの進捗状況等を報告するとともに、国から、資料中段に示しておりますとおり、川辺川の流水型ダムの整備スケジュールが示されました。

国では、今後の事業見通しについて、令和9年度のダム本体基礎掘削工事の着手、令和17年度の完成を目標に、関連工事や本体設計、各種手続を進めるとされています。

引き続き、国、流域市町村と連携しながら、流域全体の総合力で安全、安心を実現し

ていく緑の流域治水を進めてまいります。

続いて、(2)番、流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認する仕組みについてです。

県では、流水型ダムが安全、安心を最大化するものであるとともに、球磨川、川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものとして整備が進められているのか、事業の方向性や進捗を確認する仕組みを令和4年度から設けています。

12月7日に、昨年度以来となる第3回会議を開催いたしました。当日は、流水型ダムの環境影響の最小化に向けた取組、球磨川流域の森林の整備、保全等についての内容で、森林水文学が御専門の東京大学・蔵治光一郎教授の講演も行っていただきました。

引き続き、緑の流域治水に対する皆様の理解がさらに深まるよう、情報発信に努めてまいります。

資料の裏面を御覧ください。

球磨川水系の県管理河川でも河川整備を進めております。

人吉市内を流れる御溝川では、人吉駅周辺を含む市街地の浸水被害を軽減する二次放水路の整備について、11月に分流施設が完成し、年度内の完了に向けて取り組んでおります。

また、球磨村の中園川での宅地かさ上げに着手するなど、各所で事業を進めております。

なお、川辺川の河川整備については、国が目標とする11年後の令和17年度の流水型ダム完成までを目指して、集中的に取り組んでまいります。

続いて、五木村、相良村の振興について御報告します。

五木村では、宮園周辺地域で住民主体の地域振興が進められております。10月から11月にかけて、地域唯一の商店、Mショップの一角に、地域住民同士の交流を促す交流スペースが設けられました。約1か月で延べ169名



の方が利用され、好評であったと伺っております。

また、12月8日には、川辺川の五木村より上流の八代市泉町に国直轄で整備される樅木川第3砂防堰堤の着工式が執り行われました。

このような砂防施設の整備が進むことにより、流出土砂、流木の発生が抑制され、住民の皆様の心配、懸念が解消されることが期待されます。

相良村では、9月29日に廻地区に整備する交流拠点施設の設計者が決定しました。県もアートポリス事業で支援しており、今後、設計、工事が進められ、令和8年度に供用開始予定です。

引き続き、国、五木村、相良村と一体となって、目に見える形で着実に両村の振興を推進してまいります。

最後に、改定を進めております令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プランについてです。

来週12月19日に、令和2年7月豪雨復旧・復興本部会議を開催し、発表する予定です。

改定するプランは、一日も早い安全、安心の実現と産業、雇用の創出を二本柱として掲げております。

地域では、災害を契機とした人口減少の加速化や産業衰退の危機に直面しております。人づくりと産業振興による人口定着の好循環を創出、加速化できるよう全庁を挙げて取り組んでまいります。

報告は以上です。

続いて、2点目です。

右上に報告資料4と記載の資料をお願いいたします。

緑川水系河川整備計画(変更)の策定及び緑川水系竜野川の特定期都市河川指定について御報告します。

まず、緑川水系河川整備計画変更についてです。

整備計画変更の背景は、昨今の気候変動による水災害リスクの増加を踏まえ、治水計画として、目標外力の引上げが必要となっております。

また、令和5年7月の線状降水帯発生に伴う洪水により、緑川水系木山川や五老ヶ滝川等では浸水被害が発生しており、さらなる治水安全度の向上が必要となっております。

続いて、整備計画(変更)の策定ポイントについてです。

気候変動による降雨量の増加も考慮し、治水安全度の向上を図ることや流域治水の内容を盛り込んだ計画とし、国、県管理区間の本川、支川、上下流一体で策定することとしております。

計画規模については、国管理区間が現行の30分の1から60分の1に変更いたします。また、県管理区間については、事業中の潤川を含め40分の1の規模になります。

国管理の整備内容は、堤防整備、堰改築、河道掘削とし、また、加勢川上流域では、近年の越水被害を踏まえ、遊水地を計画しております。

県区間の整備内容は、令和5年7月豪雨により浸水被害が発生した木山川、五老ヶ滝川を含め家屋浸水被害のおそれがある10河川において、堤防整備、河道掘削等により流下能力の向上を図ります。

次に、河川法に基づく住民意見聴取の結果についてです。

パブリックコメントを6月28日から9月6日まで実施し、51名の方から意見が提出されました。また、公聴会を8月19日から9月4日の間に8会場で実施し、10名から公述いただきました。合計61名の方々から総数93件の御意見をいただきました。主な御意見としては、治水安全度の向上、河川環境の保全、維持管理に関するものでした。

次に、学識者懇談会の結果についてです。

10月4日に実施しました学識者懇談会にお

いて、パブリックコメントや公聴会でいただいた意見の紹介、その意見に対する国、県の考え方や河川整備計画変更案について説明しました。学識者から記述を補足、修正する御助言をいただきましたが、計画の基本的な内容を変えるような御意見はなく了承されました。

次に、整備計画変更の策定に向けた取組状況についてです。

11月12日に整備計画変更案を公表し、その後、関係首長への意見聴取や関係機関との協議等を実施しております。引き続き手続きを進めていき、年度内の計画策定を予定しております。

続きまして、裏面をお願いいたします。

緑川水系竜野川における特定都市河川指定について御報告します。

まず、特定都市河川について御説明します。

特定都市河川とは、市街化の進展に伴う人口、資産の集積、集中豪雨の増加等により、通常の河川改修のみでは浸水被害の防止を図ることが困難となってきたことを踏まえ、浸水被害対策を総合的に推進するために、法に基づき国土交通大臣または県知事が指定する河川のことです。

次に、指定対象河川についてです。

令和3年11月以前の特定都市河川浸水被害対策法の改正前は、市街化率がおおむね5割以上の都市部を流れる河川が対象となっており、東京都、神奈川県などの主要な都市圏のみ実績がありました。

法改正後は、指定要件として、市街化の進展に加え、接続する河川の状況、狭窄部等の自然的条件の特性を追加し、対象を全国の河川に拡大されました。

次に、指定によりできることについてです。

法的枠組みを活用した流域治水の本格的実践として、計画に基づく河川改修等のハード

整備について、新たな個別補助事業が活用可能となり、整備の加速化を行うことができます。

2つ目として、1,000平米以上の開発行為について、貯留浸透対策を義務づけることにより、開発地域にお住まいの方々の安全を守ることができます。

3つ目として、浸水被害防止区域等の指定を行うことができ、安全な土地への移転促進などを行うなど、水害に強いまちづくりが推進できます。

4つ目として、流域水害対策協議会の設置による流域治水の取組体制の強化を図ることができます。

次に、取組状況についてです。

甲佐町の中心部を流れる竜野川では、平成28年、令和5年豪雨等により甚大な浸水被害が発生しました。これまでの国、県、町での検討等を踏まえ、流域治水の本格的実践の取組体制が整ってきたことから、特定都市河川の指定に向けた手続きを進めているところです。

今後の予定についてですが、現在流域住民への周知を進めており、年明けの1月に関係自治体である甲佐町へ意見聴取を行う予定です。その後、3月に竜野川の特定都市河川指定及び公示を行い、令和7年度から流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画の策定等を進めてまいります。

(6)番のその他として、現在、国土交通省において、玉名市を流れる菊池川水系繁根木川での特定都市河川の指定を検討されております。

報告は以上です。

最後の3点目です。

右上に報告事項5と記載の資料をお願いいたします。

本件につきましては、昨日の総務常任委員会と本日の農林水産常任委員会でも同様に御報告しております。

さきの9月定例会の一般質問において、知事から年内に公表するとしておりました津波到達時間の調査につきまして、その結果がまとまりましたので、御報告させていただきます。

1 ページを御覧ください。

本調査の目的は、津波が到達する時間を調査、公表することで、住民の避難対策の参考として活用していただくものでございます。

東日本大震災後、全国で地震、津波による被害想定調査が行われました。本県でも、平成23から24年度にかけて調査を行い、平成25年3月に調査結果を公表しております。

今回の津波到達時間の調査では、当時の調査データ等を活用して算出を行いました。対象とする地震は、県内への津波の被害が大きいとされる地震、具体的には、雲仙断層群の南西部と南東部の2つのケース、布田川・日奈久断層で1ケース、南海トラフの巨大地震で3ケース、計6つのケースについて調査を行っております。

2 ページを御覧ください。

調査地点については、右側の位置図に記載しております。県内で代表地点として65か所、沿岸市町で最低1か所は設定し、主要な港湾や河川の河口部に配置しております。

また、この後の説明で使用します用語の定義を、左下の図を用いて御説明いたします。

①の基準潮位は、シミュレーションを行う際の初期水位でございまして、ここでは、朔望平均満潮位を使用しております。

次に、津波の高さを表すものが、②の津波波高でございます。これは、海岸線から海側に30メートル離れた箇所での基準潮位からの津波の高さで、気象庁が発表する津波の高さと同じものでございます。

③の津波水位が、先ほどの①基準潮位と②津波波高を足したものでございます。

3 ページを御覧ください。

調査結果の概要を御説明します。

右図を御覧ください。

縦軸が水位、横軸が地震発生からの経過時間となっております。

今回の調査で、津波の到達時間について2つの結果を算出しております。

1つ目が影響開始時間で、津波波高が20センチを超えたときの時間のことです。影響開始時間の津波波高を20センチとした理由は、気象庁が津波注意報を出すときの高さが20センチであるためです。

2つ目が、最大津波到達時間です。

これは、最も高い津波波高が到達する時間となります。各市町の代表地点で、これらの時間を算出し、震源ごとに表示したものが下段の表になります。

その表の上段の赤囲みをしている(1)番、雲仙断層群の南西部では、影響開始時間が最も早いところが苓北町で14分となります。14分で20センチの津波が到達する結果となっております。

次に、最大津波波高が到達するところが、また苓北町で到達時間が55分、最大津波水位が2.5メートル、津波波高が0.97メートルとなっております。

雲仙断層群の南東部、布田川・日奈久断層群、下段の南海トラフの巨大地震の結果につきましても、表のとおりとなっております。

なお、この表は、資料の最後に添付しております沿岸14市町ごとに整理したA3の表を基に作成しております。また、県のホームページで調査結果を公開しており、住民の避難対策の検討に活用いただきたいと考えております。

最後に、4ページをお願いします。

今回の調査結果の留意点を御説明いたします。

1つ目は、あくまで今回の結果は、シミュレーションの一つであり、実際に起こる津波の高さや時間は異なる可能性があること、2つ目は、65か所の代表地点で算出したもので

あることから、今回の調査結果より早く到達したり、より高い津波の地点がある可能性もあること、3つ目が、地震で堤防が損壊または沈下することにより、沿岸部では地震直後から浸水が始まるケースも想定されること、4つ目が、影響開始を20センチとしておりますが、それよりも低い浸水は、その前に開始する可能性があることです。

県民の皆様には、今回の調査結果を踏まえ、津波への備えの再確認をお願いするとともに、地震や津波が発生した際には、これまで同様、一刻も早く避難していただくよう、影響開始時間は避難までの猶予時間ではないという点と併せ、改めて周知していきたいと思っております。

今回の調査結果は、12月10日に沿岸14市町に対して説明を行っております。今回の調査結果を踏まえ、市町とともに、今後の避難対策の充実につなげていきたいと考えております。

河川課からの報告は以上となります。

○竹和崎虎委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はありませんか。

○坂田孝志委員 最後の津波。これは本当に、これだけ調査されたわけでありますので、市町には、12月10日にされたんですかね。市民、県民にやっぱりホームページ等だけじゃなくて、市町連携して広報なり、本当にやっぱり皆さんが御存じないとその行動も遅くなりますから、そこをしっかりと周知、PR等々徹底していただきたいと思っております。

いかがなもんですかね、取組状況は。

○有働河川課長 河川課でございます。

先ほども御説明しましたけれども、12月10日に、沿岸14市町に対して、この調査結果の御報告をさせていただきました。また、別

途、海岸に関係する4課あるんですけれども、河川課、港湾課、農地整備課、漁港漁場整備課、4課で連携しながら、津波の浸水想定区域の御説明を現在併せてさせていただいているところです。そういった取組を通して、関係市町と、また、県の関係各課と連携しながら津波対策を実施していきたいと思っております。

以上です。

○坂田孝志委員 関係市町はもちろん当然ですが、直接津波が及ばない場合も広く県民にも知っていただくことは大事なことじゃないかなと、こう思いますから、よろしくお願ひします。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 関連で、先ほどの津波の報告は、ありがとうございました。しっかり努力された結果じゃないかと思っております。

ただ、今、関係市町への周知、これももちろん大事ですけども、私の天明、飽田地域、熊本地震の後、あのときは注意報だったと思っておりますけれども、初めてのことでありますし、皆さんが車で避難をして大渋滞だったんですよ。もうにっちもさっちもいかない状態。そういうところも、ふだんから訓練でどうすべきかというのも、こういうデータが出たわけですから、しっかり連携をしていただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○有働河川課長 津波対策については、この調査結果を参考にしながら、実際には避難訓練等を実施していただいて、住民目線で、避難が確実にできることを県も確認していく必要があるかなと考えているところです。

そういった点に関しましては、危機管理防

災課とも連携しながら進めてまいりたいと思っております。なかなか、これはシミュレーションですので、実際とは現象が異なる場合もあろうかと思っておりますので、そういったところを、実際に県民の方々にもお伝えしながら、安全に安心できるような場所に避難していただけるように、これから取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

太平洋側の南海トラフの沿岸地域ほどの危機感はやっぱりどうしてもないと思うんですけども、避難タワーを造るだとか、そういうところまではないと思うんですけども、実際そのときはもう死ぬ思いをしたという方々がいっぱいだったんですよ。ですから、先ほど保全課さんでも道路啓開計画ありました。そういったのも含めて、しっかり訓練の徹底をしていただきたいなど、連携を取っていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。要望です。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ここで、私のほうから1つ御提案があります。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提議された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案をまとめた上で、2月

定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただこうと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

最後に、要望が7件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時11分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長